

## 三宅市議が県議告発

政治資金法違反 98条委めぐるあつれき？

松沢成文知事の国会議員時代の私設秘書出身で、民主党の三宅隆介(ミチ)・川崎市議が四日、自民党

の現職県議が政治資金収支報告書を期限内に県選挙管理委員会に提出していないのは政治資金規正法違反だ」とする告発状を県警に提出した。県警は受理を保留している。告発されたのは、県議と、県議が代表を務める二つの政治団体それぞれの会計責任者の計三人。告発状によると、二つの政治団体は二〇〇〇年の報告書を、期限の一年後に提出。うち一団体は〇一年分も一年遅れで提出した。〇二年分は、ともに現在も提出されていない」としている。

同法では各年分の報告

書を翌年三月末までに提出するよう定めている。しかし県選管によると、県内の政治団体約二千二百団体のうち例年、約一割が提出遅れだという。この県議は、松沢知事の政治姿勢などを追及する県議会「九十八条委員会」委員。三宅市議は「委員会で知事の収支報告を追及しているのに、自ら法に違反しているのは許せない」と述べた。告発された県議は「意図的に遅らせているのではない。選管と相談しながら一生懸命やっている」と話した。松沢知事は「一部の議員にこういう行為が常態化しているのに驚いた。政治不信を招くと思う」と語った。